

令和7年度 地域ケア推進会議 議事録

1 日時 令和7年6月12日(木) 16時30分～17時00分
令和7年6月16日(月) 11時00分～11時30分

2 出席者 高齢者サービス課 介護保険係 大峰係長、中村
福祉課 福祉総務係 諸石係長

3 地域課題

手光区は住居が少なく、隣近所との距離が離れている場所も多いため、災害時に高齢者が避難する際、近隣住民に移送や付き添い等の協力を得ることが難しい。家族も対応ができないケースも想定される。このような状況に対応するため、適切な移送手段の確保が求められる。

4 内容

・自宅→指定避難所(福祉避難所)

自費の介護福祉タクシーや輸送サービスを利用する。

・指定避難所(福祉避難所)→協定締結法人福祉避難所

指定避難所(福祉避難所)から協定締結法人福祉避難所への移送は、原則として福祉避難所利用対象者の家族又は支援者が行う。

なお、福祉避難所利用対象者の状態等に応じて、協定締結法人所有の福祉車両等を手配するなど、適切な移送手段を確保することとなっている。

ただし、移送に必要な人員を確保できない可能性もある。

*協定締結福祉避難所の開設のプロセス

避難者の状態確認と福祉避難所の必要度を判断→協定締結福祉避難所開設の必要性ありと判断→協定締結法人等に対し、電話等で施設の被災状況や収容可能人数等を確認→開設要請

上記のプロセスを踏むため、開設に時間を要す。

・短期入所生活介護の利用

しかし、災害時のみの利用では、事業所側が、対象者の状況を把握しておらず、受け入れが難しい場合もある。

・個別避難計画の作成

要配慮支援者については特に個別避難計画の策定が必要。今後、優先順位をつけて市や自治会、支援者間で協力して個別に対応していく必要があることを福祉課と共有。